

四 半 期 報 告 書

(第24期第1四半期)

自 平成20年4月1日
至 平成20年6月30日

日本たばこ産業株式会社

(E00492)

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2
第2 事業の状況	3
1 生産、受注及び販売の状況	3
2 経営上の重要な契約等	3
3 財政状態及び経営成績の分析	3
第3 設備の状況	6
第4 提出会社の状況	7
1 株式等の状況	7
(1) 株式の総数等	7
(2) 新株予約権等の状況	8
(3) ライツプランの内容	10
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	10
(5) 大株主の状況	10
(6) 議決権の状況	10
2 株価の推移	11
3 役員の状況	11
第5 経理の状況	12
1 四半期連結財務諸表	13
(1) 四半期連結貸借対照表	13
(2) 四半期連結損益計算書	15
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	16
2 その他	27
第二部 提出会社の保証会社等の情報	28

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年8月13日
【四半期会計期間】	第24期第1四半期（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）
【会社名】	日本たばこ産業株式会社
【英訳名】	JAPAN TOBACCO INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木村 宏
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門二丁目2番1号
【電話番号】	03（3582）3111（代表）
【事務連絡者氏名】	常務執行役員コミュニケーション責任者 志水 雅一
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門二丁目2番1号
【電話番号】	03（3582）3111（代表）
【事務連絡者氏名】	常務執行役員コミュニケーション責任者 志水 雅一
【縦覧に供する場所】	日本たばこ産業株式会社 埼玉支店 （さいたま市大宮区下町一丁目55番1号） 日本たばこ産業株式会社 横浜支店 （横浜市西区花咲町六丁目143番地） 日本たばこ産業株式会社 名古屋支店 （名古屋市中区伊勢山二丁目12番1号） 日本たばこ産業株式会社 大阪支店 （大阪市北区大淀南一丁目5番10号） 日本たばこ産業株式会社 神戸支店 （神戸市中央区中山手通三丁目7番23号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号） 証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神二丁目14番2号） 証券会員制法人札幌証券取引所 （札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第24期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第23期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 6月30日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日
売上高(百万円)	1,719,819	6,409,726
経常利益(百万円)	72,551	362,681
四半期(当期)純利益(百万円)	16,910	238,702
純資産額(百万円)	1,700,582	2,154,629
総資産額(百万円)	4,571,831	5,087,214
1株当たり純資産額(円)	169,740.85	216,707.27
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	1,765.17	24,916.51
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	1,765.09	24,916.26
自己資本比率(%)	35.57	40.81
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	△31,808	145,030
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	△25,612	△1,668,634
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	102,436	519,000
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	216,281	215,008
従業員数(人)	49,432	47,459

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社、連結子会社292社及び持分法適用関連会社24社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主な関係会社における異動もありません。

なお、平成20年7月、食品事業における事業再編を実施しております。具体的には、当社が担う加工食品事業及び調味料事業を㈱加ト吉に集約し、また、ジェイティフーズ㈱を含む関係会社について、株式譲渡等により㈱加ト吉に集約しております。飲料事業については、引き続き商品開発等のメーカー機能を当社が担い、ジェイティフーズ㈱の飲料事業にかかる販売機能は、新設のジェイティ飲料㈱に移管しております。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数（人）	49,432 [13,103]
---------	-----------------

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は [] 内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外書で記載しております。

2. 第1四半期決算日が3月31日の海外子会社については、平成20年3月31日現在の従業員数により算定しております。

(2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数（人）	9,144 [1,155]
---------	---------------

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は [] 内に当第1四半期会計期間の平均人員を外書で記載しております。

2. 従業員数は、契約社員（88人）、休職者（58人）、当社への出向（80人）を含み、当社からの出向者（1,130人）の他、退職を前提とする長期休職者（35人）は含んでおりません。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

当社グループは、国内たばこ事業、海外たばこ事業、医薬事業、食品事業、その他事業において広範囲かつ多種多様な製品の生産・販売を行っており、その品目・形式・容量・包装等は多種類であること、また主要な製品については受注生産を行っていないことから、事業の種類別セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額及び数量で表示することはしていません。

このため生産、受注及び販売の状況については、「3. 財政状態及び経営成績の分析」における事業の種類別セグメントの業績に関連付けて記載しております。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものです。

また、当四半期連結会計期間については、四半期会計基準の適用初年度であるため、前年同四半期連結会計期間との比較・分析は行っていません。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間におけるわが国の経済は、原油及び原材料価格の高騰を受けた製品価格の上昇等により個人消費が伸び悩む中、企業収益も弱含みで推移するなど景気の減速がみられました。世界経済につきましては、サブプライムローン問題に端を発した金融市場の混乱、原油及び原材料価格の高騰等により、米国経済の景気後退懸念が増し、欧州においても景気の回復基調が緩やかになる一方、アジアでは中国等で景気の拡大が続きました。

当社グループは、平成18年5月に策定した中期経営計画「JT2008」のもと、平成19年4月の Gallaher 及び平成20年1月の加ト吉グループの買収により、事業基盤を拡大いたしました。それぞれの事業統合を迅速かつ着実に進め、将来の一層の成長につながるよう、諸施策の実施に取り組んでおります。

なお、海外たばこ事業については、平成20年（2008年）1～3月の業績を当第1四半期連結会計期間の業績としております。

当第1四半期連結会計期間における売上高は1兆7,198億円、売上原価は1兆3,945億円、販売費及び一般管理費は2,148億円となりました。営業利益は、海外たばこ事業におけるトップライン成長及びのれんの償却を開始したこと等により、1,104億円となりました。経常利益は、連結子会社のユーロ建社債等の期末評価において為替差損が発生したこと及び Gallaher の連結に伴う支払利息等により、725億円となりました。四半期純利益は、廃止社宅等の取壊し撤去費用を含む関連損失の発生及び成人識別自販機費用等により、税金等調整前四半期純利益は491億円となりました。また、税金費用の算定の対象とならないのれん償却費用の影響等により、法人税等調整後の四半期純利益は169億円となりました。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりです。

〔国内たばこ事業〕

国内たばこ事業につきましては、当社グループの利益創出の中核として位置づけております。国内市場における総需要の減少、競合他社との競争激化により、事業環境は一層厳しさを増しております。当社といたしましては、トップライン成長に向けて、既存ブランドの必要な刷新・強化に加え、効果的な新製品の投入を行うとともに、生産性の向上につきましても、不断の取り組みを行っております。

当第1四半期連結会計期間においては、中核ブランドであるマイルドセブン・ファミリーを中心に既存ブランドの育成や新製品投入に注力し、ブランド価値の向上に努めました。昨年度から取り組んでいる「マイルドセブン」のキャンペーンを引き続き実施するとともに、平成20年5月下旬に地域限定で新発売した「マイルドセブン・インパクト・ワン・100's・ボックス」の販売地域を順次拡大し、7月下旬には全国拡販する等、積極的な販売促進活動を行っております。

また、「キャビン・ローストブレンド・100's・ボックス」、D-spec製品（当社独自の「たばこの先から立ち上るにおいを抑える」低臭気技術を活用した製品）「キャメル・ナッティ・ライト・ボックス」を平成20年7月上旬から地域限定で新発売しております。なお、地域限定で発売していた「セブンスター・ライト・メンソール」を平成20年8月上旬より全国拡販しております。

当第1四半期連結会計期間における紙巻たばこの販売数量は、420億本（注）となりました。また、シェアは64.9%、千本当税売上高は4,056円となりました。

この結果、売上高は8,426億円、営業利益は558億円となりました。

また、当第1四半期連結会計期間における国内で生産した紙巻たばこの数量は、490億本となりました。

(注) 国内たばこ事業の販売数量には、当該数値の他に、国内免税市場及び当社の中国事業部管轄の中国・香港・マカオ市場の当第1四半期連結会計期間における販売数量10億本があります。

[海外たばこ事業]

海外たばこ事業につきましては、トップライン成長に努め、当社グループの利益成長の牽引役としての役割をさらに拡大させております。また、Gallaher との事業統合において、トップラインシナジーの追求に取り組むとともに、コストダウンシナジーの創出に向けた取り組みも着実に進めております。

また、ブランド・ポートフォリオの根幹を支える「ウィンストン」「キャメル」「マイルドセブン」「ペンソン・アンド・ヘッジス」「シルクカット」「LD」「ソブラニー」「グラマー」の8ブランドをグローバル・フラッグシップ・ブランド（以下「GFB」）とし、これら GFB を中心に、トップライン成長の機会を積極的に追求しております。

当第1四半期連結会計期間における紙巻たばこの販売数量は、1,039億本となりました。なお、GFB の販売数量は、556億本となりました。

この結果、売上高は7,433億円、営業利益はのれん償却費用の発生により、522億円となりました。

また、当第1四半期連結会計期間における海外で生産した紙巻たばこの数量は、956億本となりました。

※ 当第1四半期連結会計期間の為替レートにつきましては1 US ドル=105.25円です。

[医薬事業]

医薬事業につきましては、将来における柱事業を目指し、事業価値増大の早期実現に向け、臨床開発品の着実なステージアップと研究開発パイプラインの充実に努めるとともに、導出・導入機会の戦略的な探索にも引き続き取り組んでおります。

開発状況としましては、肥満症治療薬「JTT-553」、C型肝炎治療薬「JTK-652」の開発を中止し、自社開発品9品目が臨床試験の段階にあります。

当第1四半期連結会計期間においては、平成16年10月にロシュ社へ導出した脂質代謝異常治療薬「JTT-705」の開発の進展に伴うマイルストーン収入がありました。

また、子会社鳥居薬品㈱が、医薬品の製造、販売・プロモーション業務（当社製品を含む）を行っており、蛋白分解酵素阻害剤「注射用フサン」、外用副腎皮質ホルモン剤「アンテベート」、抗HIV薬「ツルバダ錠」等を販売しております。当第1四半期連結会計期間における鳥居薬品㈱の売上高は94億円、営業利益は13億円となりました。

この結果、売上高は161億円、営業利益は21億円となりました。

[食品事業]

食品事業につきましては、当社グループの柱事業として、飲料事業、加工食品事業、調味料事業の3分野に注力しており、最高水準の安全管理体制の構築に向けた取り組みを進めるとともに、総合食品メーカーとしての基盤確立に努めております。

飲料事業におきましては、自動販売機オペレーターである子会社㈱ジャパンビバレッジを中心とした着実な拡大を図るとともに、基幹ブランドである「ルーツ」を中心に、差別化を徹底的に追求した新製品等を積極的に開発・投入いたしました。

加工食品事業におきましては、農薬混入事案の影響により冷凍食品の販売が低迷しました。当社グループとしましては、安全管理の徹底・改善をグループ一丸となって推し進めており、国内検査センターでの輸入冷凍食品の農薬検査の開始、外部専門家の当社顧問への招聘、原材料情報等の積極的な開示等、一層の食の安全性の確立に取り組む、お客様からの信頼を得ることができるよう努めております。

調味料事業におきましては、当社独自の技術を活用した高核酸酵母エキス等の天然調味料の開発・販路拡大に取り組むとともに、平成20年4月に子会社とした富士食品工業㈱との間での原料調達、製造、販売における経営資源の相互補完的な活用を通じて、更なる基盤強化に努めております。

この結果、売上高は1,126億円となりました。一方、利益面では、原材料価格の高騰及び加ト吉グループ連結に伴うのれん償却の影響等により、営業損失は27億円となりました。

[その他事業]

その他事業につきましては、不動産賃料収入等により、売上高は50億円、営業利益は25億円となりました。

所在地別セグメントの業績は、次のとおりです。

[日本]

当第1四半期連結会計期間の日本における売上高は9,624億円、営業利益は576億円となりました。

[西欧]

当第1四半期連結会計期間の西欧における売上高は4,966億円、営業利益は63億円となりました。

[その他]

当第1四半期連結会計期間のその他の地域における売上高は2,607億円、営業利益は462億円となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間における当社グループ全体の研究開発費は、112億円です。

なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

①資金需要

設備投資、運転資金、外部資源の獲得、借入の返済及び利息の支払い並びに配当及び法人税の支払い等に資金を充当しております。

②資金の源泉

主として営業活動によるキャッシュ・フロー、金融機関からの借入及び長期社債の発行により、必要とする資金を調達しております。

③キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、2,162億円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、318億円の支出となりました。これは、たばこ事業による安定したキャッシュ・フローの創出があったものの、Gallaher 分を含めた法人税や賞与の支払といった季節的要因及び海外市場におけるたばこ税の増税実施に対応した運転資本の一時的な増加等によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間の投資活動によるキャッシュ・フローは、256億円の支出となりました。これは、主として(株)加ト吉の株式の追加取得及び富士食品工業(株)の株式取得による支出があったこと等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間の財務活動によるキャッシュ・フローは、1,024億円の収入となりました。これは、配当金の支払があった一方、主として長期借入金及び短期借入金の純増による収入があったことによるものです。

④社債、長期借入金及び短期借入金

当第1四半期連結会計期間末の有利子負債は1兆3,775億円です。このうち社債（一年以内償還予定の社債を含む）が6,876億円を占め、金融機関からの長期借入金（一年以内返済予定の長期借入金を含む）は4,455億円です。また、金融機関からの短期借入金は2,443億円です。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

前連結会計年度末に計画した設備の新設、拡充について、当第1四半期連結会計期間においては、その計画内容に重要な変更はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在 発行数（株） （平成20年6月30日）	提出日現在発行数（株） （平成20年8月13日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	10,000,000	10,000,000	東京証券取引所 （市場第一部） 大阪証券取引所 （市場第一部） 名古屋証券取引所 （市場第一部） 福岡証券取引所 札幌証券取引所	—
計	10,000,000	10,000,000	—	—

(注) 当社の株式は、日本たばこ産業株式会社法第2条の規定により、当社の成立のときに政府に無償で譲渡された株式（株式の分割又は併合があった場合は、その株式の数に分割又は併合の比率を乗じて得た数）の2分の1以上に当たり、かつ、発行済株式総数の3分の1を超える株式を政府が保有することとされております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

平成19年6月22日定時株主総会、平成19年12月21日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	426個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	426株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成20年1月9日から 平成50年1月8日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格	1個当たり581,269円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額	① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)は、当社の取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した場合に限り、新株予約権を行使できるものとする。 ② 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
新株予約権の取得条項	(注)2
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整をする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割・併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、小数点第2位まで計算し、小数点第3位以下を切り捨てるものとする。

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2. 以下の①、②または③の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または代表執行役の決定がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を取得することができる。

この場合、当社は、各新株予約権を取得するのと引換えに、当該各新株予約権の新株予約権者に対して、新株予約権1個につき、次の算式により算出される1株当たりの価額に付与株式数（上記（注）1に従い調整された場合には調整後付与株式数）を乗じた金額の金銭を交付する。

1株当たりの価額＝当該議案が承認された当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または代表執行役の決定）の日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）－1円

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
組織再編成行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額」に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡するには、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- ⑧ 新株予約権の取得条項
上記（注）2に準じて決定する。
- ⑨ その他の新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成20年4月1日～ 平成20年6月30日	—	10,000	—	100,000	—	736,400

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成20年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 419,920	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 9,580,080	9,580,080	—
端株	—	—	—
発行済株式総数	10,000,000	—	—
総株主の議決権	—	9,580,080	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が237株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数237個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成20年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
日本たばこ産業株式会社	東京都港区虎ノ門二丁目2番1号	419,920	—	419,920	4.20
計	—	419,920	—	419,920	4.20

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月
最高(円)	550,000	555,000	529,000
最低(円)	467,000	473,000	412,000

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

3 【役員の状態】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の状態はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	210,853	213,885
受取手形及び売掛金	327,141	325,075
有価証券	7,683	4,952
商品	42,893	36,539
製品	101,215	102,330
半製品	105,587	120,527
原材料	179,226	206,725
仕掛品	7,715	7,938
その他	308,917	221,223
貸倒引当金	△3,981	△4,504
流動資産合計	1,287,251	1,234,695
固定資産		
有形固定資産	※1 727,554	※1 763,332
無形固定資産		
のれん	1,668,251	2,106,887
商標権	532,918	613,496
その他	35,429	39,023
無形固定資産合計	2,236,599	2,759,407
投資その他の資産		
投資有価証券	134,322	132,173
その他	216,552	227,861
貸倒引当金	△30,319	△30,075
投資評価引当金	△130	△180
投資その他の資産合計	320,424	329,778
固定資産合計	3,284,579	3,852,518
資産合計	4,571,831	5,087,214
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	169,193	175,369
短期借入金	244,342	269,034
1年内償還予定の社債	219,961	73,054
1年内返済予定の長期借入金	9,973	6,668
未払たばこ税	254,289	200,875
未払たばこ特別税	10,841	10,898
未払地方たばこ税	88,972	88,839
未払法人税等	57,457	71,693
引当金	17,813	41,481
その他	324,410	346,480
流動負債合計	1,397,256	1,284,396

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
固定負債		
社債	467,655	643,631
長期借入金	435,591	396,907
退職給付引当金	280,243	283,387
その他の引当金	724	1,000
その他	289,778	323,261
固定負債合計	1,473,992	1,648,188
負債合計	2,871,248	2,932,584
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金	736,400	736,400
利益剰余金	1,143,370	1,344,490
自己株式	△74,578	△74,578
株主資本合計	1,905,192	2,106,311
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	24,591	21,338
繰延ヘッジ損益	341	219
海外連結子会社の年金債務調整額	△9,201	△10,711
為替換算調整勘定	△294,792	△41,085
評価・換算差額等合計	△279,061	△30,238
新株予約権	247	185
少数株主持分	74,203	78,370
純資産合計	1,700,582	2,154,629
負債純資産合計	4,571,831	5,087,214

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年6月30日)

売上高	1,719,819
売上原価	1,394,538
売上総利益	325,280
販売費及び一般管理費	※1 214,833
営業利益	110,447
営業外収益	
受取利息	2,008
受取配当金	1,386
その他	3,037
営業外収益合計	6,433
営業外費用	
支払利息	11,384
為替差損	29,771
たばこ災害援助金	39
その他	3,133
営業外費用合計	44,329
経常利益	72,551
特別利益	
固定資産売却益	678
取引契約終了一時金	600
その他	77
特別利益合計	1,355
特別損失	
固定資産売却損	121
固定資産除却損	4,998
減損損失	※2 10,480
成人識別自販機導入費用	7,786
その他	1,353
特別損失合計	24,740
税金等調整前四半期純利益	49,166
法人税、住民税及び事業税	30,509
少数株主利益	1,745
四半期純利益	16,910

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間
 (自 平成20年4月1日
 至 平成20年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	49,166
減価償却費	43,379
減損損失	10,480
固定資産除売却損益 (△は益)	△214
のれん償却額	26,783
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	2,953
受取利息及び受取配当金	△3,395
支払利息	11,384
売上債権の増減額 (△は増加)	△19,075
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△63,416
仕入債務の増減額 (△は減少)	△2,326
未払金の増減額 (△は減少)	△28,774
未払たばこ税等の増減額 (△は減少)	68,572
その他	△57,518
小計	37,997
利息及び配当金の受取額	3,086
利息の支払額	△10,774
法人税等の支払額	△62,117
営業活動によるキャッシュ・フロー	△31,808
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の売却及び償還による収入	1,794
有形固定資産の取得による支出	△17,889
有形固定資産の売却による収入	1,193
無形固定資産の取得による支出	△1,834
子会社株式の取得による支出	△7,644
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△3,061
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	△14
その他	1,843
投資活動によるキャッシュ・フロー	△25,612
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	63,606
長期借入れによる収入	334,621
長期借入金の返済による支出	△270,625
配当金の支払額	△24,546
少数株主への配当金の支払額	△786
その他	166
財務活動によるキャッシュ・フロー	102,436
現金及び現金同等物に係る換算差額	△43,742
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	1,273
現金及び現金同等物の期首残高	215,008
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 216,281

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	<p>当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)</p>
<p>1. 連結の範囲に関する事項の変更</p>	<p>(1) 連結範囲の変更 ジェイティ飲料(株)、富士食品工業(株)等7社につきましては、当第1四半期連結会計期間より連結の範囲に含めております。また、ジェイティダイニングサービス(株)等14社につきましては連結子会社との合併等により、連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 292社</p>
<p>2. 持分法の適用に関する事項の変更</p>	<p>(1) 持分法適用関連会社の変更 当第1四半期連結会計期間より、シンワオックス(株)は持分比率が減少したため、持分法適用の関連会社から除外しております。</p> <p>(2) 変更後の持分法適用関連会社数 24社</p>
<p>3. 会計処理基準に関する事項の変更</p>	<p>「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用</p> <p>当第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。</p> <p>これにより、在外子会社で計上しているのれんの償却を実施したため、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ23,854百万円、期首剰余金は193,658百万円減少しており、また在外子会社における米国会計基準変更に伴う会計方針の変更による財務諸表の遡及修正額を当第1四半期連結累計期間の損益とする修正により、税金等調整前四半期純利益は927百万円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	<p>当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)</p>
税金費用の計算	<p>税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。</p> <p>なお、法人税等調整額は、「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しております。</p>

【追加情報】

<p>当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)</p>
<p>(有形固定資産の耐用年数の変更)</p> <p>当社及び国内連結子会社は、平成20年度の法人税法の改正を契機として資産の利用状況等を見直した結果、当第1四半期連結会計期間より有形固定資産の耐用年数を変更しており、主たる機械装置のたばこ製造設備は8年から10年に耐用年数を変更しております。</p> <p>なお、この変更に伴う影響額は軽微であります。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は、1,036,341百万円であります。</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は、1,031,664百万円であります。</p>
<p style="text-align: center;">—</p>	<p>2 受取手形割引高は1,008百万円であります。</p>
<p>3 偶発債務 取引先及び関係会社の金融機関からの借入金等に対し次のとおり保証等を行っております。</p>	<p>3 偶発債務 取引先及び関係会社の金融機関からの借入金等に対し次のとおり保証等を行っております。</p>
<p>コトブキ商事(株) 721 百万円</p>	<p>コトブキ商事(株) 733 百万円</p>
<p>舟山港明食品有限公 司 617 百万円 (37百万円) (332千US\$)</p>	<p>舟山港明食品有限公 司 569 百万円 (37百万円) (332千US\$)</p>
<p>舟山加藤佳食品有限 公司 411 百万円 (24百万円) (349千US\$)</p>	<p>三豊ケーブルテレビ 放送(株) 406 百万円</p>
<p>三豊ケーブルテレビ 放送(株) 394 百万円</p>	<p>舟山加藤佳食品有限 公司 380 百万円 (24百万円) (349千US\$)</p>
<p>コック食品(株) 120 百万円</p>	<p>コック食品(株) 240 百万円</p>
<p>山東凱加食品股份有 限公司 63 百万円 (600千US\$)</p>	<p>その他2社 126 百万円</p>
<p>計 2,328 百万円</p>	<p>計 2,455 百万円</p>
<p>(注) 上記のうち外貨建保証債務は、決算日の為替相場により円換算しております。</p>	<p>(注) 上記のうち外貨建保証債務は、決算日の為替相場により円換算しております。</p>

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年6月30日)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額
は次のとおりであります。

広告宣伝費	5,310 百万円
販売促進費	36,021 百万円
報酬・給料手当	35,990 百万円
退職給付費用	3,134 百万円
法定福利費	6,934 百万円
従業員賞与	846 百万円
賞与引当金繰入額	11,055 百万円
減価償却費	22,433 百万円
のれん償却額	26,783 百万円
研究開発費	11,215 百万円

※2 当第1四半期連結累計期間において以下の資産グ
ループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
東京都等 (43都道府県)	取壊予定の 社宅等	建物及び 構築物等	10,480

当社グループは、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位にて資産のグルーピングを行っております。

認識した減損損失の太宗は、当第1四半期連結累計期間において、社宅等に係る建物及び構築物について取壊の意思決定がなされたため、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し認識したものであり、その金額は10,355百万円であります。

なお、当該資産の回収可能価額は主に使用価値により算定しており、その価値を零としております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係 (平成20年6月30日現在) (百万円)	
現金及び預金勘定	210,853
預金のうち、預入期間が3ヶ月を超える定期預金等	△787
容易に換金可能で価値変動リスクが僅少な運用期間が3ヶ月以内の短期投資(有価証券)	6,216
現金及び現金同等物	216,281

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 10,000千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 419千株

3. 新株予約権の四半期連結会計期間末残高

ストック・オプションとしての新株予約権 親会社 247百万円

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年 6月24日定 時株主総会	普通株式	24,908	2,600	平成20年3月31日	平成20年6月25日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	国内たばこ (百万円)	海外たばこ (百万円)	医薬 (百万円)	食品 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部売上高	842,661	743,349	16,137	112,654	5,016	1,719,819	—	1,719,819
(2) セグメント間の 内部売上高又は 振替高	12,507	8,269	—	41	3,383	24,202	(24,202)	—
計	855,168	751,619	16,137	112,695	8,399	1,744,021	(24,202)	1,719,819
営業利益又は営業損失 (△)	55,829	52,246	2,190	△2,752	2,501	110,015	431	110,447

(注) 1. 事業区分は、製品の種類、性質、販売市場等から総合的に区分しております。

2. 各事業区分の主要製品(商品又は役務を含む)

① 国内たばこ…製造たばこ(国内免税市場及び当社の中国事業部が管轄する中国、香港、マカオ市場におけるたばこ事業を含んでおります。)

② 海外たばこ…製造たばこ

③ 医薬……………医薬品

④ 食品……………清涼飲料水、加工食品

⑤ その他……………不動産賃貸、リース、エンジニアリング他

3. 当第1四半期連結累計期間において、セグメント別の減価償却費、のれん償却額は以下のとおりであります。

減価償却費(有形固定資産、無形固定資産及び長期前払費用)

	国内たばこ (百万円)	海外たばこ (百万円)	医薬 (百万円)	食品 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
当第1四半期 連結累計期間	19,474	18,604	877	1,941	2,654	43,553	(174)	43,379

のれん償却額

	国内たばこ (百万円)	海外たばこ (百万円)	医薬 (百万円)	食品 (百万円)	その他 (百万円)	連結 (百万円)
当第1四半期 連結累計期間	272	23,854	—	2,657	—	26,783

4. 「国内たばこ」には当社の連結子会社であるTSネットワーク(株)を含んでおり、同社は当社たばこ製品の配送業務等のほか外国たばこ製品(輸入たばこ製品)の卸売販売等の業務を行っております。なお、同社を通じて販売される輸入たばこ製品の売上高は300,068百万円であります。

5. 「海外たばこ」に区分した海外連結子会社の年度決算日は12月31日であり、平成20年1月1日から平成20年3月31日までを当第1四半期連結累計期間に計上しております。

6. 会計処理の方法の変更

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」3.に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号平成18年5月17日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、営業利益が、「海外たばこ」で23,854百万円減少しております。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

	日本 (百万円)	西欧 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部売上高	962,417	496,683	260,719	1,719,819	—	1,719,819
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	13,444	49,917	6,401	69,763	(69,763)	—
計	975,861	546,601	267,120	1,789,583	(69,763)	1,719,819
営業利益	57,696	6,315	46,226	110,238	208	110,447

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 日本以外の区分に属する主な国又は地域

① 西欧……スイス、イギリス、ドイツ

② その他……カナダ、ロシア、マレーシア

3. 会計処理の方法の変更

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」3.に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、営業利益が、「西欧」で23,854百万円減少しております。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

	西欧	その他	計
I 海外売上高 (百万円)	489,823	274,311	764,135
II 連結売上高 (百万円)			1,719,819
III 連結売上高に占める海外売上高の割合 (%)	28.5	15.9	44.4

(注) 1. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

2. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

3. 各区分に属する主な国又は地域

① 西欧……スイス、イギリス、ドイツ

② その他……カナダ、ロシア、マレーシア

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)

対象物の種類が通貨及び金利であるデリバティブ取引が、事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められております。

対象物の種類	取引の種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
通貨	為替予約取引	658,369	663,173	△10,882
	通貨スワップ取引	61,905	62,522	△293
金利	金利スワップ取引	239,639	△692	373
	金利キャップ取引	440,015	448	448

(注) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は除いております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 169,740円 85 銭	1株当たり純資産額 216,707円 27 銭

2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	1,765円 17 銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	1,765円 09 銭

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益(百万円)	16,910
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	16,910
普通株式の期中平均株式数(千株)	9,580
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益調整額(百万円)	—
普通株式増加数(千株)	0
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年6月30日)

1. 連結子会社であるカナダ法人JTI-Macdonald Corp. (以下JTI-Mac社) は、ケベック州税庁より、当社によるRJRナビスコ社 (以下RJR社) からの米国以外のたばこ事業買収以前である平成2年から平成10年にかけて、たばこ密輸に関与したとして、平成16年8月11日、約13.6億カナダドル (約1,146億円) の即時支払いを求めた課税通知の送付を受けました。

JTI-Mac社が即時に、課税額を支払わなかった場合には、事業資産の差し押え等により、通常の事業運営を継続することが困難となる恐れがあったことから同年8月24日、オンタリオ州上級裁判所に“Companies’ Creditors Arrangement Act (CCAA: 企業債権者調整法)” の申請を行い、平成20年6月30日 (当第1四半期連結会計期間末) 現在同法の適用下で事業資産が保全され、事業を継続しております。

なお、JTI-Mac社の当社グループ会社への債務の一部を履行するために、平成18年4月、当社の連結子会社であるオランダ法人JT International Holding B.V. は、同支払額相当の金融機関発行の信用状を、裁判所が指名したモニター (監督人) へ差し入れております。

JTI-Mac社が本件に関し何らかの損害及び費用を負担した場合には、平成11年における当社とRJR社との買収時の契約に基づき、当社は本件に関わる損害及び費用を、売り手側であるRJR社 (現レイノルズアメリカン社他) に求償できる権利があると考えており、それを実行してまいります。
2. 連結子会社であるロシア法人ZAO JTI Marketing and Sales (以下JTI M&S社) は、平成16年7月、モスクワ税務署より、平成12年1月から同年12月の期間に係る未納分の税金 (VAT等)、利息、加算税の合計で約24億ルーブル (約88億円) の追加支払いを命じる課税通知を受けました。

JTI M&S社は、当該課税通知が事実誤認に基づくものであるとして仲裁裁判所へ当該課税通知の無効確認を求める訴訟を提起しました。第一審、控訴審、破毀審では同社の請求は認められませんでした。平成18年4月、最高仲裁裁判所 (監督審) は、それまでの下級審の判断を破棄し、本件を仲裁裁判所 (第一審) に差し戻す判決を下しました。平成19年10月、仲裁裁判所 (第一審) は、JTI M&S社の主張を認め、課税通知を無効とする判決を下し、平成20年2月に控訴仲裁裁判所 (控訴審)、同年5月に管区仲裁裁判所 (破毀審) は、ともに税務当局の上訴を棄却し、JTI M&S社勝訴の判決を下しました。なお、本判決に対し、税務署側は最高仲裁裁判所 (監督審) に上告を申し立てることができます。

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年6月30日)

平成20年7月11日、連結子会社であるGallaher Group Ltd. (旧 Gallaher Group Plc)、Gallaher Ltd. (以下、「Gallaher社等」)及び英国公正取引庁 (Office of Fair Trading) との間で、当社による買収以前のGallaher社等における英国でのたばこ製品小売価格にかかる競争法違反の疑いについて、制裁金を支払うこと等を含む早期解決に向けた合意がなされた旨、英国公正取引庁により発表されました。

本件合意は、平成15年8月に、英国公正取引庁からGallaher社等に対して、英国たばこ製品市場における小売販売事業者との取引に関する調査開始の通知を受けていたものに関する事案であり、Gallaher社等は資料の提供等を行うなど、かかる調査に全面的に協力してきました。本件事案については、本年4月25日、英国公正取引庁から「Statement of Objections」(違反行為告知書)が発出されていたところですが、当社及びGallaher社等は、関係法令、事実関係等を総合的に勘案した結果、本件の早期解決に向け、本件合意にいたることが最善の策であると判断いたしました。

当社グループは、Gallaher Group Plc (現Gallaher Group Ltd.) の買収に伴い実施したパーチェス法による会計処理において、英国競争法に基づいて制裁金が課されるリスクを評価した上で、既に負債計上しており、当第1四半期連結貸借対照表上は固定負債に含めて表示しております。本件合意では英国公正取引庁の調査への協力が求められており、当該調査終了後、Gallaher社等に対する制裁金、約93百万スターリング・ポンド(約197億円)についても、最終的に決定される予定です。なお、本件合意の制裁金の支払金額で決定された場合、当該制裁金と負債計上額との差額、約71百万スターリング・ポンド(約150億円)につきましては、特別利益として計上する予定です。

本件合意の対象となった事案は、当社による買収前のGallaher社等における行為ではありますが、今回の英国公正取引庁からの指摘を重く受け取るとともに、今後とも、コンプライアンス体制の一層の強化に努めてまいります。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月8日

日本たばこ産業株式会社

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	五十嵐 達朗	印
----------------	-------	--------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	桃木 秀一	印
----------------	-------	-------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	飯塚 智	印
----------------	-------	------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本たばこ産業株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本たばこ産業株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

追加情報に記載のとおり、連結子会社であるカナダ法人JTI-Macdonald Corp. は、平成16年8月11日にケベック州税庁より約13.6億カナダドルの課税通知の送付を受け、同年8月24日にオンタリオ州上級裁判所に「Companies' Creditors Arrangement Act（企業債権者調整法）」の申請を行い、平成20年6月30日現在同法の適用下で事業資産が保全され、事業を継続している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。